

2014年6月3日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 様

日本共産党島根県委員会

委員長 後藤 勝彦

原発再稼働の断念、活断層の徹底調査を求める申し入れ

5月21日、福井地裁は大飯原発3、4号機について運転再開を認めない判決を下しました。判決は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす」とし、「国民の生存を基礎とする人格権」の立場から原発の本質的危険性を指摘しました。安倍政権は、今回の判決を真摯に受け止め、大飯原発はもとより、全国の原発の再稼働を即刻断念すべきです。

島根原発2号機の適合性確認審査は、原発再稼働のプロセスであり、多くの県民は適合性確認審査の中止を願っています。島根原発2号機の適合性確認審査中止を強く求めます。

島根原発2号機の適合性確認審査において、原子力規制委員会が中国電力に対し、活断層の追加調査を指示したことは当然のことです。

もともと、中国電力と国は、島根原発周辺に活断層がないと評価してきました。しかし、活断層の存在を警告する専門家の指摘により、1998年に8キロの宍道断層が確認され、2004年には10キロ、2008年には22キロと活断層の長さが訂正されてきました。

この経過を見た時、中国電力の活断層調査が杜撰であったことは明白なる事実です。そして、中国電力の評価を追認してきた国の「活断層見落とし責任」も免れません。

福井地裁判決は、「地震発生の仕組みの分析は、仮説や推測に依拠せざるを得ない」とし、「現に全国で4つの原発に5回にわたり、想定した地震動を超える地震が2005年以後、10年足らずの間に到来している事実を重視すべき」であり、「地震大国日本で、基準地震動を超える地震が到来しないというのは根拠のない楽観的見通しに過ぎない」と指摘しました。

このたびの中国電力の活断層追加調査は、宍道断層東端と鳥取沖西部断層との間の領域が調査対象から外れており、大田沖断層の東西方向の領域が調査対象となっておりません。調査範囲が狭く、宍道断層と他の活断層との連動性のチェックも不十分なものと言わざるを得ません。

かつて原子力安全委員会は、宍道断層の長さについて松江市鹿島町古浦から美保関町下宇部尾までの22キロとの判断を妥当としながらも、活断層研究者の間でも必ずしも考えが一致していない現状を考え、宍道断層の長さを22キロよりも伸ばした38キロモデルのケースを検討しました。この点からも、かつて国が想定していた範囲を徹底して調査すべきではありませんか。

以上の立場から、下記の通り、原発再稼働につながる適合性確認審査の中止、ならびに、徹底した活断層調査を中国電力に命じるよう申し入れるものです。

記

【申入項目】

1. 島根原発を含め、全国の原発の再稼働に向けた活動を断念すること。
2. 徹底した活断層調査を実施すること。
 - ① 宍道断層の東方の陸域と海域、宍道断層西端より西方領域、大田沖断層の東西方向領域を徹底して調査すること。
 - ② 大田沖断層、鳥取沖西部・東部断層と宍道断層の連続性を徹底して調査すること。
 - ③ 海底活断層の連動性を徹底して調査すること。